

■(早見表)被災者支援に関する各種制度(令和7年10月24日現在)

※各項目の(制度概要(p))は、別冊の制度概要をご覧ください。

判定区分		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先																										
下段:住家損害割合		50 %以上	40 %以上 50 %未満	30 %以上 40 %未満	20 %以上 30 %未満	10 %以上 20 %未満	10 %未満																											
災害見舞金 (制度概要 P5)		1 0 万円	5 万円					福祉課 社会福祉部門 0548-33-2104																										
被災者自立生活 再建支援補助金 (制度概要 P8)	基礎支援金	1 0 0 万円	5 0 万円					福祉課 社会福祉部門 0548-33-2104																										
			解体又は長期避難する場合 1 0 0 万円																															
	加算支援金	建設・購入 200 万円 補修 100 万円 賃借 50 万円	購入 100 万円 補修 50 万円賃 借 25 万円																															
		解体又は長期避難する場合 建設・購入 200 万円 補修 100 万円 賃借 50 万円																																
		※単身世帯の場合は、それぞれ 4 分の 3 相当額																																
住宅の緊急修理 (制度概要 P47)		最大 53,900 円					※雨の侵入を防ぐ 必要がある時など は対象になる場合 があります。	都市環境課 環境部門 0548-33-2102																										
住宅の応急修理 (制度概要 P47)		最大 739,000 円				最大 358,000 円		都市環境課 都市計画部門 0548-33-2161																										
賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅) (制度概要 P44)		民間賃貸住宅の家賃等を負担します。 ※入居期間: 2 年以内家賃上限額あり						都市環境課 都市計画部門 0548-33-2161																										
被災家屋等の公費による 解体・撤去(公費解体) (制度概要 P46)	町が所有者に代 わって解体・撤 去	町が所有者に代わって撤去 (解体は対象外)						都市環境課 環境部門 0548-33-2102 産業課 農政部門 0548-33-2121																										
	・既に家屋解体・撤去等を実施済みの場合には、その費用の一部 を償還できる場合がありますので担当課へお尋ねください。																																	
個人住民税(町県民税)の減免 【】は令和 6 年中の 合 計 所 得 金 額 (制度概要 P19)		【住宅又は家財の損害】 損害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を控除した額）が、価格の 1 0 分の 3 以上 <table><tr><th>減免の割合</th><th>損害の程度が</th><th>損害の程度が</th></tr><tr><th>前年中の合計所得金額</th><th>10 分の 5 以上</th><th>10 分の 3 以上 10 分の 5 未満</th></tr><tr><td>【500 万円以下】</td><td>全部</td><td>2 分の 1</td></tr><tr><td>【500 万円を超え 750 万円以下】</td><td>2 分の 1</td><td>4 分の 1</td></tr><tr><td>【750 万円を超え 1000 万円以下】</td><td>4 分の 1</td><td>8 分の 1</td></tr></table> 【農業所得の減少】 農作物の減収による損失額の合計額（農作物共済金額を控除した金額）が平年の農作物による収入額 の 1 0 分の 3 以上で、農業所得以外の所得が 400 万円以下 <table><tr><th>前年中の合計所得金額</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td>【300 万円以下】</td><td>全部</td></tr><tr><td>【300 万円を超え 400 万円以下】</td><td>1 0 分の 8</td></tr><tr><td>【400 万円を超え 550 万円以下】</td><td>1 0 分の 6</td></tr><tr><td>【550 万円を超え 750 万円以下】</td><td>1 0 分の 4</td></tr><tr><td>【750 万円を超え 1000 万円以下】</td><td>1 0 分の 2</td></tr></table>						減免の割合	損害の程度が	損害の程度が	前年中の合計所得金額	10 分の 5 以上	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	【500 万円以下】	全部	2 分の 1	【500 万円を超え 750 万円以下】	2 分の 1	4 分の 1	【750 万円を超え 1000 万円以下】	4 分の 1	8 分の 1	前年中の合計所得金額	減免の割合	【300 万円以下】	全部	【300 万円を超え 400 万円以下】	1 0 分の 8	【400 万円を超え 550 万円以下】	1 0 分の 6	【550 万円を超え 750 万円以下】	1 0 分の 4	【750 万円を超え 1000 万円以下】	1 0 分の 2
減免の割合	損害の程度が	損害の程度が																																
前年中の合計所得金額	10 分の 5 以上	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満																																
【500 万円以下】	全部	2 分の 1																																
【500 万円を超え 750 万円以下】	2 分の 1	4 分の 1																																
【750 万円を超え 1000 万円以下】	4 分の 1	8 分の 1																																
前年中の合計所得金額	減免の割合																																	
【300 万円以下】	全部																																	
【300 万円を超え 400 万円以下】	1 0 分の 8																																	
【400 万円を超え 550 万円以下】	1 0 分の 6																																	
【550 万円を超え 750 万円以下】	1 0 分の 4																																	
【750 万円を超え 1000 万円以下】	1 0 分の 2																																	
固定資産税の 減免 (制度概要 P21)	家屋	1 0 分の 6 ～ 全部	10 分の 6	10 分の 4				税務課 資産税部門 0548-33-2108																										
	土地	【被害面積が当該土地面積の 1 0 分の 8 以上】 全部 【被害面積が当該土地面積の 1 0 分の 6 以上 1 0 分の 8 未満】 1 0 分の 8 【被害面積が当該土地面積の 1 0 分の 4 以上 1 0 分の 6 未満】 1 0 分の 6 【被害面積が当該土地面積の 1 0 分の 2 以上 10 分の 4 未満】 1 0 分の 4																																
	償却資産	【全壊、流出、埋没等による除却】 全部 【当該償却資産の取得価額の 1 0 分の 6 以上】 1 0 分の 8 【当該償却資産の取得価額の 1 0 分の 4 以上 1 0 分の 6 未満】 1 0 分の 6 【当該償却資産の取得価額の 1 0 分の 2 以上 1 0 分の 4 未満】 1 0 分の 4																																
国民健康保険税の減免 (制度概要 P23)		全部	2 分の 1 ※収入の減少により軽減割合の変更あり			※収入の減少により減免 される場合あり		町民課 国保部門 0548-33-2103																										
後期高齢者医療保険料の減免 (制度概要 P25)		・住宅その他の資産に保険金等で補てんされてもなお 100 分の 30 以上の損害を受けた被保険者又は 世帯主で、被保険者と世帯主の前年合計所得金額の合計が 1,000 万円以下である場合 ・被保険者と世帯主の前年合計所得金額の合計が 400 万円以下で、被保険者又は世帯主の予想合計所 得金額の合計が 100 分の 30 以上減少する後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合 (資産の損害状況、本年の所得の減少割合及び前年合計所得金額によって、減免率が異なります。)																																

介護保険料の減免 (制度概要 P28)	全部	2 分の 1			※所得の減少により減免 される場合あり		福祉課 介護保険部門 0548-33-2106
介護保険サービス利用料の減免 (制度概要 P29)	全部 (損害割合: 10 分の 5 以上)	2 分の 1 (損害割合: 10 分の 2 以上)			※所得の減少により減免 される場合あり		
障害福祉サービス等の利用者 負担金の減免 (制度概要 P30)	全部						福祉課 社会福祉門 0548-33-2104
保育料の減免 (制度概要 P18)	全部	2 分の 1					こども未来課 0548-33-2153
判定区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先

※条件等が付加されている場合がありますので、詳細については担当課にお問い合わせください。